

大阪駅前ダイヤモンド地下街柱巻き広告取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪駅前ダイヤモンド地下街（以下「地下街」という。）の通路及び広場に存在する大理石柱に掲出する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲出の申込み)

第2条 広告を掲出しようとする者（以下「広告主」という。）は、大阪駅前ダイヤモンド地下街柱巻き広告掲出申込書（以下「申込書」という。）を大阪市街地開発株式会社（以下「会社」という。）に提出しなければならない。

② 広告掲出の申込みは、原則として掲出日の6ヶ月前から受付けるものとする。

(広告指定取次人)

第3条 会社は、相当程度の資力、信用及び経験を有する者を広告取次人に指定することができる。

② 広告取次人は会社が定める販売価格を上回る金額で広告主に広告を販売してはならない。

(広告掲出の承認)

第4条 会社は、第2条の規定による申込みを受けたときは、大阪駅前ダイヤモンド地下街広告掲出審査会において必要な事項を審査し、その掲出の承認の可否を決定しなければならない。

② 前項の規定により広告の掲出を承認したときは、広告主又は広告取次人（以下「申込人」という。）に対し申込書に承認印を押印して交付する。

(広告の掲出基準)

第5条 次の各号の1に該当する広告の掲出は、これを承認しない。

1. 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
2. 環境・景観・美観を害するもの
3. 公衆に対して不快の念を与えるもの
4. 「上質感」、「高感度」をコンセプトとする地下街のイメージを損なうもの
5. 地下街に出店している店舗と競合関係にあるもの
6. 会社の業務上支障のあるもの
7. その他会社が不相当と認めるもの

(広告の販売価格、掲出場所、仕様等)

第6条 広告の販売価格、掲出場所は別表のとおりとする。

② 広告の仕様は防火防煙処理を施したものとし、デザイン・形状等についても全て会社の承認を得なければならない。

(料金の支払い)

第7条 申込人が広告の掲出について承認を受けた場合は、販売価格の10%（以下、「申込金」という。）を掲出希望日初日の前々月の末日迄に前納し、残額を会社が指定する期日までに支払わなければならない。ただし、会社が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

② 既納の申込金は、次の各号に掲げる場合を除き返還しない。

1. 第9条5号の規定により承認を取り消したとき
2. 第12条の規定による掲出期間の延長ができないとき

(販売価格の割引)

第8条 会社は、次の各号の1に該当する広告について、所定販売価格の5割を超えない範囲内において料金の割引を行うことがある。

1. 国若しくは地方公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供するもの
2. その他会社が特に必要と認めるもの

(承認の取消し等)

第9条 会社は、次の各号の1に該当するときは、広告の掲出期間中であっても、その掲出の承認を取り消し、又は広告を撤去することがある。

1. 指定した期日までに申込金を納入しないとき
2. 承認したものと異なる広告を掲出したとき
3. 第16条に規定する広告の取替え又は補充をしないとき
4. 申込人が承認の取消しを申し出たとき
5. 会社の業務上やむを得ないときその他特に必要と認めるとき

(掲出期間)

第10条 掲出期間は、原則として2週間を1単位とする。

(掲出期間の計算等)

第11条 広告の掲出期間は、広告掲出の日から起算する。ただし、会社が必要と認めるときは、起算日を指定することがある。

(掲出期間の延長)

第12条 会社は、次の各号の1に該当するときは、広告の掲出のできなかつた期間に相当する日数に限り掲出期間の延長を認めることができる。

1. 第9条第5号の規定により掲出中の広告を一時撤去したとき
2. 天災事変その他やむを得ない事由により広告の掲出を一時中止したとき
3. その他会社が必要と認めたとき

(違約金)

第13条 申込金納入後に申込人の都合により掲出を中止した場合、申込人は次の各号に定める基準にて、中止を申し出た日が属する月の末日迄に会社に違約金を支払わなければならない。なお、この場合、会社は第7条の定めにより申込人が前納した申込金を違約金の一部に充当する。

1. 掲出希望日初日の1か月前までに中止の申出があったとき
第6条に定める販売価格の10%
2. 掲出希望日初日の1か月前となる日の翌日以降に中止の申出があったとき
第6条に定める販売価格の50%

(申込人の費用負担)

第14条 申込人は次の費用を負担しなければならない。

1. 広告の製作、取付、撤去に要する費用
（イ）広告の製作、加工に要する費用
（ロ）広告の取付、撤去に要する費用
2. 広告維持管理に要する費用
（イ）広告の汚染、変色、腐蝕又は破損箇所の改修及び補修費
（ロ）広告の紛失又は盗難による損害
3. 広告表面板のメンテナンス費用

（広告の掲出及び撤去）

第 15 条 広告の掲出及び撤去は、申込人が行うものとする。

- ② 申込人が広告を撤去した後、会社が掲出場所の原状回復の必要があると認めたときは、申込人はこれを行わなければならない。

（広告の取替え又は補充）

第 16 条 掲出中の広告が、汚損、破損、滅失その他の事由で取替え又は補充を要すると認められるときは、申込人は直ちにその措置を取らなければならない。

（作業時間）

第 17 条 広告掲出の作業時間は 2 2 時以降とする。ただし、会社の承認を得た場合はこの限りでない。

（権利譲渡の禁止）

第 18 条 申込人は第 4 条の規定により承認を得た広告掲出に関する権利を他に譲渡することができない。

（その他）

第 19 条 本規則に定めのない事項について、申込人は会社の指示に従うものとする。

附則

この規則は、平成 2 1 年 7 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 2 3 年 9 月 1 5 日から施行する。